

第4章 暮らしづくり

〔都市基盤〕



第1節 自然環境と調和のとれたまち

1. 土地利用

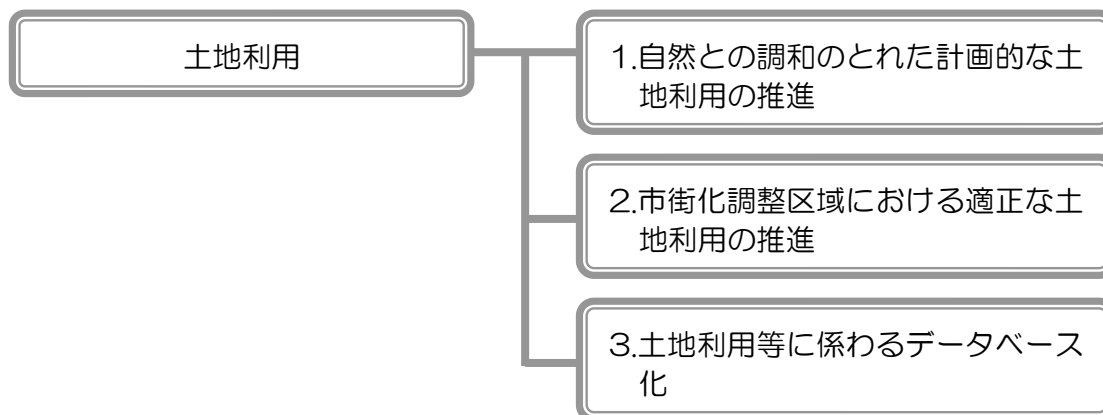
〔現況と課題〕

- 本町は、茨城県の南西部に位置し、利根川を挟んで千葉県野田市と隣接する県境の町となっており、町域は全体的に平坦地で、低地が南北に広がり、優良な水田地帯となっています。
- これまでの都市基盤整備の遅れなどから、都市化の進行が緩やかであったため、町域全体のうち、宅地が19.7%、農地（田・畑）が51.6%と豊かな田園環境・景観として、多くの自然が残っています。
- 近年では大規模商業施設の各店舗の撤退などから、既存商店街とともに、町全体として商業機能の低下がみられます。一方では、陽光台地区の土地区画整理事業の実施により、良好な住宅地の形成が進んでおり、今後も、地区内未利用地の活用を継続して、進めていく必要があります。
- 市街化調整区域では、身近な生活道路の整備や農業集落排水事業を進め、農村集落における生活環境の向上に努めてきましたが、農業従事者の減少や遊休農地の増加による、農地や山林などの荒廃が進行しつつあり、今後は、こうした課題解決に向けた取り組みを、進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 用途地域や地区計画などの制度を活用して、町民のだれもが安心して安全に暮らすことのできる自然と調和した、魅力と活力のある計画的な土地利用を推進します。
- 市街化区域においては、良好な住環境の整備、活力ある商業地区の形成、周辺環境と調和した工業系土地利用を図ります。また、市街化調整区域においては、地域性や社会情勢等を勘案し、地権者の合意形成、環境との調和に配慮した土地利用を検討します。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 自然との調和のとれた計画的な土地利用の推進	・豊かな生活・生産を支える快適な土地利用として、ゾーンを区分し、複合的な土地利用を進めます。 ・ゾーン別の土地利用を推進します。 ・都市の骨格となる、骨格軸の形成を進めます。 ・様々な交流を支える拠点の、形成を進めます。 ・圏央道 IC 周辺地区における、計画的かつ複合的な土地利用の推進を図ります。 ・圏央道 IC 周辺地区における、多様な居住等の生活拠点機能の充実を図ります。 ・利根川をはじめとする河川の環境の維持・保全を図ります。	各土地利用ゾーンの推進
		骨格軸の形成
		交流の拠点の形成
		多様な居住機能の導入
		清掃美化運動の推進
2. 市街化調整区域における適正な土地利用の推進	・市街化区域の拡大については、周辺環境との調和に十分に配慮し、計画的に進めます。 ・圏央道 IC 周辺地区については、新たな産業系土地利用の推進を図ります。	市街化区域拡大の検討
		IC 周辺開発拠点の検討
3. 土地利用等に係わるデータベース化	・地理情報のデータベース※化を図ります。 ・地番台帳や区分図のデータベース化を進め、農用地の管理・運営の円滑化を図ります。	地理情報のデータベース化の推進

※データベース：特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。

第1節 自然環境と調和のとれたまち

2. 都市計画

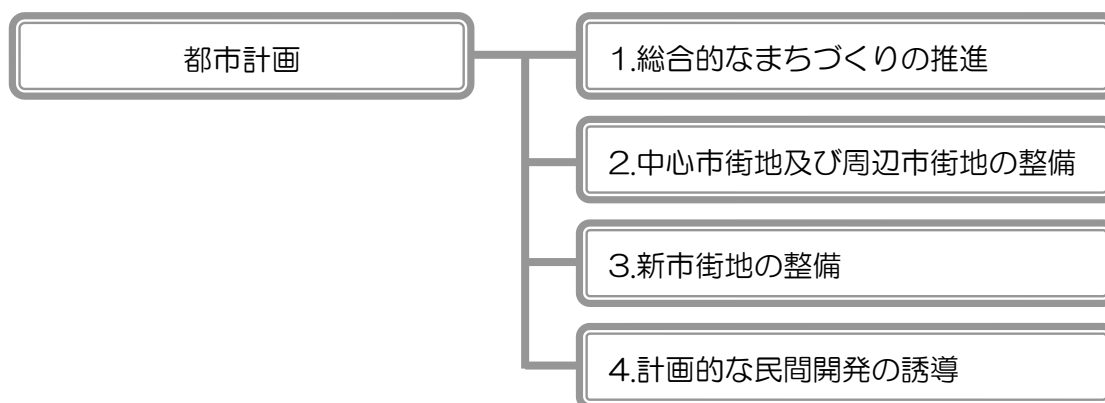
〔現況と課題〕

- 本町は、昭和45年11月に、町域全体が都市計画区域として指定されるとともに、市街化区域と市街化調整区域に区分し、市街化区域となる314haは、計画的な土地利用を図ることとして、用途地域が指定されています。
- 本町の中心市街地では、都市基盤施設整備の遅れや未利用地の残存、商店街における駐車場の不足、安心して買い物ができる、歩行空間などの整備が課題となっており、こうした状況に対応して、都市計画道路の整備や町営駐車場の設置・改善が求められています。
- 市街地では、土地区画整理事業により整備された陽光台地区に良好な住環境が形成されています。今後は、開発の計画的な宅地開発について、良好な市街地形成に向けた取り組みを、進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 都市計画マスタープラン※に基づき、将来像の実現に向けた計画的な土地利用を進め、魅力と活力ある都市づくりを進めます。

〔施策の体系〕



※都市計画マスタープラン：1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 総合的なまちづくりの推進	- 都市計画マスタープランに基づき、総合的・計画的なまちづくりを進めます。 - 適正な土地利用を図るため、必要に応じて市街化区域や用途地域を見直します。	都市計画マスタープランの見直し
		市街化区域や用途地域の見直し
2. 中心市街地及び周辺市街地の整備	- 中心市街地における、魅力につながる環境整備を進めます。 - 陽光台地区は、地区計画による良好な住環境の形成を進めつつ、その他の地区は、面的整備や地区計画などの導入を検討します。	中心市街地の活性化のための検討
		良好な住環境の推進
3. 新市街地の整備	- 圏央道 IC 周辺地区に、産業系市街地の形成を検討します。 - 区域指定内における、住居系市街地の形成に努めます。 - 市街化調整区域における地区計画などにより、地域の産業や居住機能の強化を図ります。	産業系拠点の形成
		市街化調整区域の地区計画の検討
4. 計画的な民間開発の誘導	区域指定地区に民間開発の計画的な規制・誘導を図ります。	適切な規制・誘導の検討
		民間活力を生かした宅地供給に関する検討

第1節 自然環境と調和のとれたまち

3. 景観

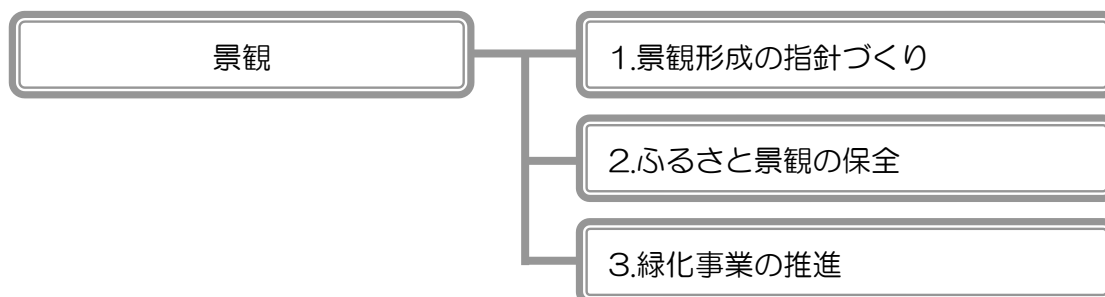
〔現況と課題〕

- 良好な景観は、本町の魅力を高め、地域への愛着や親しみを与えるばかりではなく、快適な住環境づくりを進めていく上でも重要な役割を担っており、本町の水と緑、田園や集落などは、豊かな自然・田園景観を形成する基礎として、保全していく必要があります。
- 平成17年6月に景観法が施行され、国を中心とした「美しい国づくり政策大綱」のなかでも、地域事情に配慮した景観の創造が、強く求められていることから、本町の自然環境や田園環境を守り、生かしながら、人や自然が共生する自然・田園景観の形成に、努めていく必要があります。
- 景観づくりには、町民の理解と協力が大切であることから、景観に関する意識の向上を図っていくとともに、よりよい景観づくりに向けた取り組みを、今後も、町民、行政、事業者が連携して進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 景観に関する意識の向上を図り、本町の豊かな自然・田園環境を生かし、本町らしい魅力あふれる景観づくりを進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 景観形成の指針づくり	・豊かな水や緑を生かした、田園景観の形成等を総合的に進めます。	景観形成の指針となる景観計画策定の検討
2. ふるさと景観の保全	・本町の代表である利根川の自然景観の保全と河岸の歴史的な背景を生かした、ふるさと景観の形成を検討します。 ・河川及び周辺の水田や集落地を含めた景観の保全を図ります。	景観形成の指針に基づく取り組みの推進
3. 緑化事業の推進	・うるおいとやすらぎのある、景観形成や環境的な視点から、公共施設・民有地・道路などの緑化の推進に努めます。 ・さくら祭り等のイベントとの連携を図りながら、桜つつみを延伸するなど、「さくらネットワーク」を充実させたまちづくりを推進します。	花いっぱい運動の推進
		利根川の堤防への桜の植栽

第2節 快適な都市活動を支えるまち

1. 幹線道路

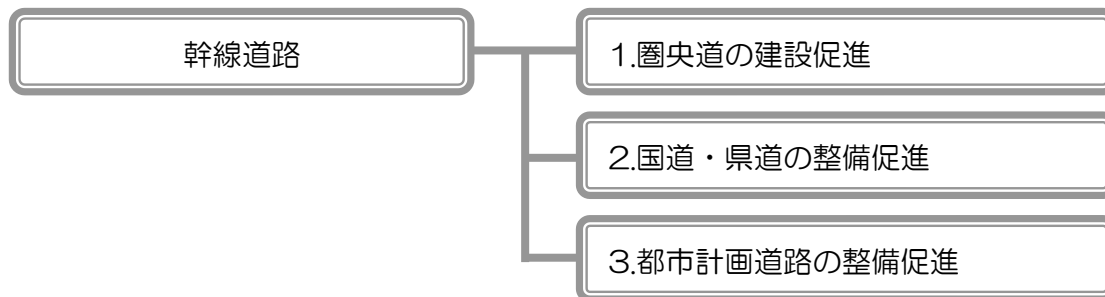
〔現況と課題〕

- 本町の骨格的な幹線道路網は、国道2路線と県道7路線によって構成されており、首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパスの整備が進められています。
- 国道及び県道からなる幹線道路においても幅員が狭く、交通量が多い路線に歩道が設置されていない路線などもあり、早急な対応を図っていく必要があります。
- 都市計画道路については、市街地を中心に11路線、延長32,640mが都市計画決定されており、その整備率は約28%となっています。
- 新たに整備される圏央道や国道354号バイパスなどの、広域交通網と適切にネットワークする、骨格的な道路網を形成していく必要があります。

〔基本目標〕

- 圏央道や国道・県道の整備を促進するとともに、地域間や拠点間を結ぶ幹線道路の整備を進め、広域交通網とのネットワークの強化を図ります。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 圏央道の建設促進	・ 圏央道の早期全線開通に向け，国及び東日本高速道路に要望します。	圏央道及び IC の整備促進
2. 国道・県道の整備促進	・ 新 4 号国道の 6 車線化の整備を国・県に要望します。 ・ 圏央道へのアクセス道路となる，国道 354 号バイパスと，主要地方道結城野田線の整備を促進します。	アクセス道路の整備
		国道 354 号岩井・境バイパス整備促進
		（仮）古河・境バイパスの事業化要望
3. 都市計画道路の整備促進	・ 地域間や拠点間を結ぶ都市計画道路等の幹線道路の整備を進めます。 ・ 広域的な交通体系を踏まえ，都市計画道路網の見直しを進めます。	都市計画道路の整備
		都市計画道路網の再検討

第2節 快適な都市活動を支えるまち

2. 生活道路

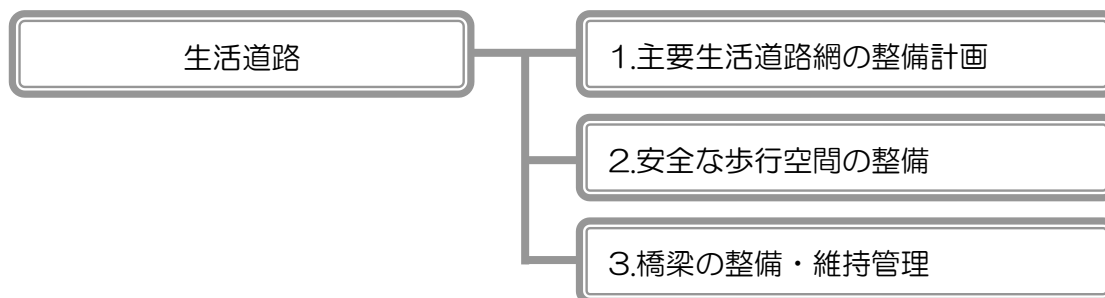
〔現況と課題〕

- 本町の道路総延長は約 654km であり，平成 23 年度末現在で，舗装率 63%，改良率 38%となっています。
- 町民の身近な生活道路については，毎年各行政区からの，道路の拡幅整備や改良の要望を踏まえ，計画的に整備を進めていますが，近年の厳しい財政状況のなかにおいては，緊急性や重要性を考慮しながら，整備を進めていく必要があります。
- 町民の暮らしのなかでの，道路の持つ役割を踏まえながら，主要な生活道路網整備計画を策定し，町民が安心して，利用できる生活道路として，整備を進めていく必要があります。また，町民が愛着や親しみを持てる，道路の名称づけなどを行い，町民が親しみやすい道路づくりを進めていく必要があります。
- 町内にある橋梁の安全性を確保するため，定期的な点検を行うとともに，状況に応じた補修などを，実施していく必要があります。

〔基本目標〕

- 利用する誰もが，安心して安全に通行のできる，生活道路の整備を進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 主要生活道路網の整備計画	・ 主要な施設や拠点などを，安全かつ快適にネットワークする道路網の整備を進めます。 ・ 緊急性や重要性などを踏まえた，道路整備を進めます。	生活道路整備計画の策定
		主要な生活道路の整備
2. 安全な歩行者空間の整備	・ 小中学生の通学路を優先に，交通危険箇所の改良などの整備を進めます。 ・ 指定通学路などを優先に，歩道や交通安全施設などの整備を進めます。	危険箇所の改良
		通学路への歩道の設置
3. 橋梁の整備・維持管理	・ 計画的な橋梁の安全性の確保のため，町内に点在する橋梁の長寿命化修繕計画の策定を検討するとともに，状況に応じた改修などを計画的に実施し，交通需要に対応できるように，橋梁の適正な整備・維持管理を行います。	長寿命化修繕計画の策定
		橋梁の適正な整備・維持管理

第2節 快適な都市活動を支えるまち

3. 公共交通

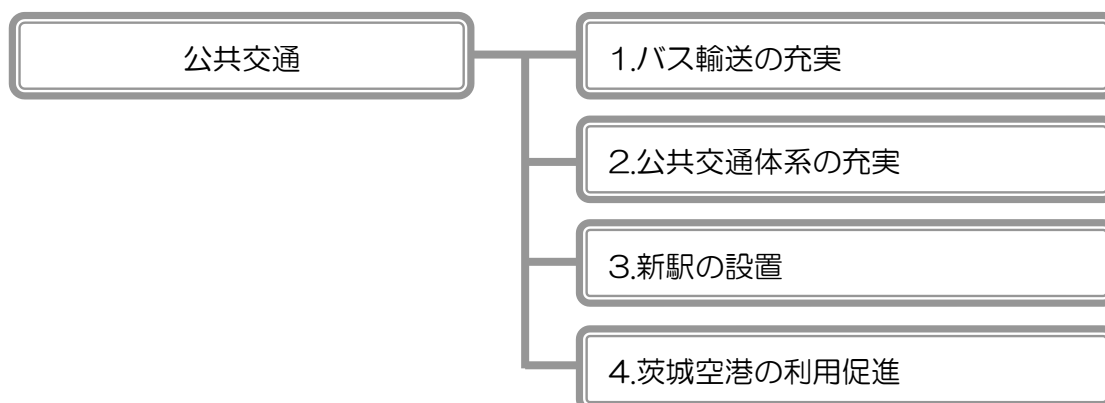
〔現況と課題〕

- 高齢化や核家族化が進展するなかで、車を運転しない人が、どのように病院や買い物などに移動するかが、地域の課題となっているほか、本町の唯一の公共交通機関である路線バスは、景気の低迷や団塊世代の退職などから、利用者が減少しています。
- 路線バスは、通勤・通学者や高齢者、障害者などにとって、欠くことのできない交通手段であり、地域に密着した運行体制の充実が求められているなかで、現在は、古河駅、東武動物公園駅、川間駅方面に、3路線が運行されていますが、利用者の少ない古河駅路線には、運行会社に補助金を交付して、路線を維持しています。また、高齢者・障害者などの交通手段として、福祉タクシー事業を実施していますが、公共交通の空白地域を埋めるものとして、デマンド交通^{*}などの運行を、検討する必要があります。
- 鉄道については、東北新幹線の新駅設置及び東北本線の南古河駅設置は、県西地域の発展と地域住民の利便性の向上を図るため、今後も、その実現化に向けて、関係機関との協議・連携を図っていく必要があります。
- 首都圏第3の空港となる、茨城空港のターミナルビルをはじめ、空港の円滑な運営、就航路線の確保・拡充、また、地域の振興に資するため、今後も、関係機関との協議・連携を図っていく必要があります。

〔基本目標〕

- 地域の実情や町の限られた財源により、安くて便利な公共交通を確立していくため、地域住民と協議をしながら、公共交通サービスの提供を進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. バス輸送の充実	・路線バスの充実・利便性を図るため、運行会社に補助等を行い、利用促進に努めます。	補助金の交付 国・県補助の活用 業務改善に向けた取り組み
2. 公共交通体系の充実	・地域の実情や町民の多様化する生活ニーズを考慮し、デマンドタクシーなどの導入を検討します。 ・地域にあった公共交通について、検討を行う組織として、地域公共交通活性化協議会（仮称）の設置を進めます。 ・圏央道 IC 周辺地区の整備を見据えた、公共交通手段の検討を進めます。	デマンド交通の導入に向けた、地域公共交通活性化協議会（仮称）の設置の検討
		新たな公共交通網の検討
3. 新駅の設置	・東北本線「南古河駅」及び東北新幹線新駅の設置を推進するため、関係自治体と連携し、引き続き関係機関へ要望します。	期成同盟会※による要望活動
4. 茨城空港の利用促進	・茨城空港の円滑な運営、就航路線の確保・拡充を継続するために、今後、関係機関と連携を図りながら、利用者の促進に努めます。	ホームページや広報紙などを活用した PR 活動

※デマンド交通：利用者が必要な時に予約をし、その予約に応じて運行する新しい交通手法。

※期成同盟会：同じ目標の実現に向かって、結束して活動する人々の組織。

第3節 住みやすさを感じるまち

1. 上水道

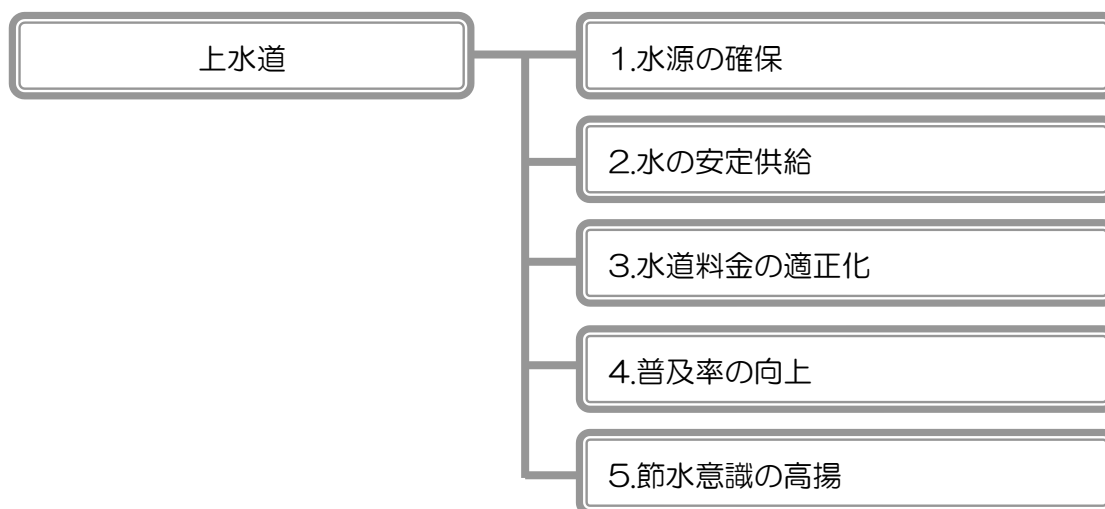
〔現況と課題〕

- 水道は、町民生活や地域産業などを支える、重要なライフライン※です。
- 本町の水道は、昭和60年から第3次拡張事業において、上水道の一本化を図り、計画給水人口28,900人で、日最大給水量9,900 m³を目標に事業を開始し、平成15年からは、県西広域水道から日量6,200 m³を入水し、平成23年度実績で給水人口25,905人、日平均給水量7,398 m³、普及率98.2%となっています。今後は、受水量の増加に伴う費用の増大によって、水道料金の改定の検討を、進めていく必要があります。
- 本町の水道事業は、事業開始から38年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、施設の早急な修繕や管路の計画的な更新を、進めていく必要があります。また、今後、も安定的な供給を維持していくため、老朽化施設の整備と、維持・管理体制の充実を図りながら、災害に強い水道としていく必要があります。
- 「水」は限りある貴重な資源であるという認識のもとで、家庭・学校・地域における日常的な節水意識の高揚のほか、広報等による節水の呼びかけ、全国水道週間における懸垂幕やポスターなどを通じた啓発活動を、今後も継続し、町民への啓発活動を進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 水道施設の維持・整備を進めるとともに、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

〔施策の体系〕



※ライフライン：エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設などを指す言葉で、生活に必須なインフラ設備のこと。

〔目標指標〕

項 目	現況値 【平成 24 年】	目標値 【平成 29 年】
水道普及率	98.2%	99.0%

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 水源の確保	- 霞ヶ浦用水供給事業への参加を通じて、県水の受水による、安定的水源の確保を図ります。 - 県南西地域広域的水道整備事業により、水需要の安定的水源の確保を図ります。	各井戸の許容範囲内での有効利用
		県西用水の水源の確保と安定供給
2. 水の安定供給	- 施設更新事業の年次計画に沿って、整備を推進します。 - 浄水施設を再整備し、24 時間監視体制や定期点検及び改修工事を実施します。	施設更新事業の推進
		浄水施設の再整備
3. 水道料金の適正化	県水受水量増加や施設更新事業等に伴い、今後、水道事業経営が厳しくなることが予想されることから、水道料金の見直しを行い、適正な料金体系を検討します。	水道料金体系の見直し
4. 普及率の向上	上水道の加入促進に努め、普及率の向上を図ります。	未加入者への周知，啓発活動
5. 節水意識の高揚	貴重な資源である水資源の有効利用を図るため、家庭、学校、地域における、日常的な啓発活動や広報活動等により、町民に節水を呼びかけ、節水意識の高揚を促します。	広報紙，懸垂幕等による節水の呼びかけ

第3節 住みやすさを感じるまち

2. 下水道

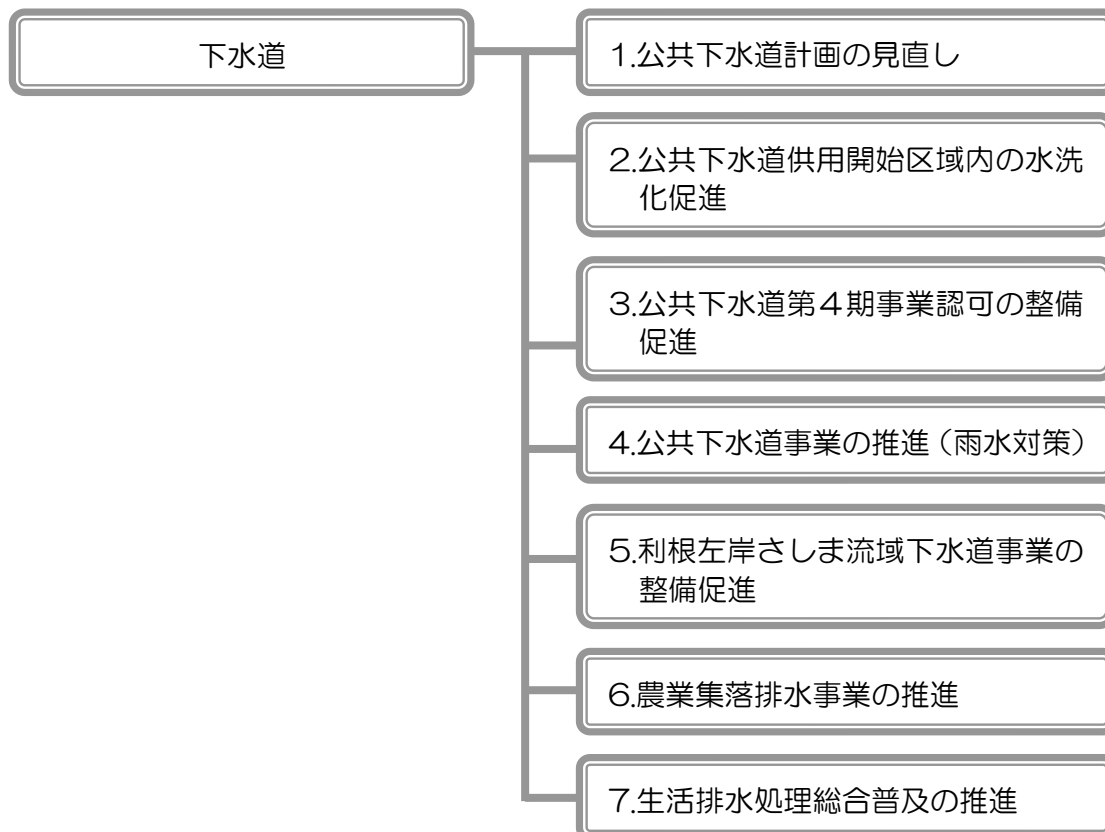
〔現況と課題〕

- 下水道は、快適な町民生活を支える基盤施設であり、排水処理や雨水処理などにより、衛生環境を維持し、浸水などから町民生活を守る、重要な役割を果たしています。
- 本町では、利根左岸さしま流域下水道関連事業として、境町公共下水道基本計画を策定し、平成 27 年度を目標年次として、現在も整備が進められています。平成 24 年度末の水洗化率は、80.6%となっており、下水道施設の効率化や財政の健全化などから、水洗化率の向上に向けた取り組みを、進めていく必要があります。
- 農業集落排水事業については、既に4地区の供用が開始され、集落地における基盤施設として、整備推進を図るとともに、今後は、整備済地区などにおける接続率の向上及び施設の適正な維持・管理を進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 下水道施設の維持・整備を図り、快適な生活環境づくりを進めます。

〔施策の体系〕



〔目標指標〕

項 目	現況値 【平成 24 年】	目標値 【平成 29 年】
公共下水道の水洗化率	80.6%	90.0%
農業集落排水の接続率	90.8%	95.0%

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 公共下水道計画の見直し	・下水道整備の実施状況を勘案し、茨城県が策定した「利根川流域別下水道整備総合計画」との整合を図るとともに、周辺集落や所管が異なる事業との調整を行い、効率性や経済性・地域性を考慮した、基本計画の見直しを行います。	下水道基本計画の見直し
2. 公共下水道供用開始区域内の水洗化促進	・下水道法による供用開始後「3年以内に水洗化にする義務」の通知や未水洗化世帯への戸別訪問により、水洗化の促進を図ります。 ・排水設備工事費融資幹旋利子補給制度※の利用促進を図ります。	水洗化の促進 融資幹旋利子補給制度の活用
3. 公共下水道第4期事業認可の整備促進	・公共水域の水質保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を実現するため「第4期の事業認可区域」の下水道整備を推進し、平成29年度末における公共下水道水洗化率90%以上を目標とします。	公共下水道の整備
4. 公共下水道事業の推進（雨水対策）	・効率的な排水処理及び災害防止の観点から、公共下水道雨水1号幹線の排水機能確保及び維持修繕を図ります。	公共下水道雨水幹線の維持修繕
5. 利根左岸さしま流域下水道事業の整備促進	・平成13年度に、坂東市(旧猿島町)・古河市(旧三和町)が流域幹線と接続が完了し、流域内2市1町全てで供用が開始され、流域下水道の整備も順調に推移しているとともに、利根左岸さしま流域下水道事業認可区域拡大に伴い、水処理施設の増設計画を進めます。	水洗化率の向上

※融資幹旋利子補給制度：既存建物の水洗化工事に必要な費用の一部として、金融機関からの融資を希望する方に、低利の融資を幹旋する制度。

施策名	施策の方針	主な取り組み
6. 農業集落排水事業の推進	・第5地区（若林・百戸）について、早期事業化を目指します。 ・供用開始した地区の接続率向上を促進し、農村地域における水質浄化とともに、処理施設の適正な維持管理を図ります。	第5地区の整備
		接続率向上の促進
7. 生活排水処理総合普及の推進	・公共下水道や農業集落排水事業，合併処理浄化槽※をあわせた，生活排水処理総合普及率を高めます。	水洗化の促進

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所，風呂，洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。

第3節 住みやすさを感じるまち

3. 河川

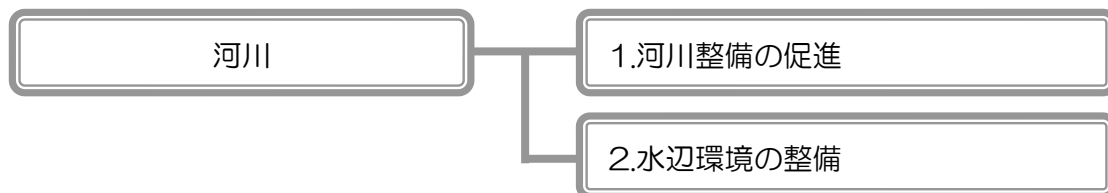
〔現況と課題〕

- 本町を流れる河川は、利根川をはじめとして、宮戸川、鵜戸川、染谷川の4河川が流下しており、染谷川流域については、家屋の浸水及び道路・農耕地の冠水などが頻発しているほか、今後、国道354号バイパスや圏央道の整備に伴う、宅地化が進むと想定されることから、継続した河川改修を進めていく必要があります。
- 本町における利根川は、河岸のまちとして栄えていた本町の歴史を語る上で、重要な要素でもあることから、河川改修や治水・利水機能の向上を図るとともに、町民や来訪者のレクリエーションなどの「水のふれあい拠点」として、環境整備を進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 安全でうるおいのある河川空間を創造するため、町民とともに親しみやすい河川環境の整備を進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 河川整備の促進	・準用河川※染谷川の河川改修を推進します。 ・災害時に正確な情報の収集・把握とともに、迅速に情報発信できるシステムの整備を図ります。 ・自然環境に配慮した、護岸整備を進めます。	染谷川の河川改修
		情報発信システムの構築
2. 水辺環境の整備	・水のふれあい拠点としての形成を図ります。 ・利根川の河川敷の有効活用を図ります。 ・「川のまち ネットワーク※」を中心として、広域的な観光情報などを発信します。	水のふれあい拠点の形成
		菜の花プロジェクトの推進
		観光情報の発信

第3節 住みやすさを感じるまち

4. 住宅

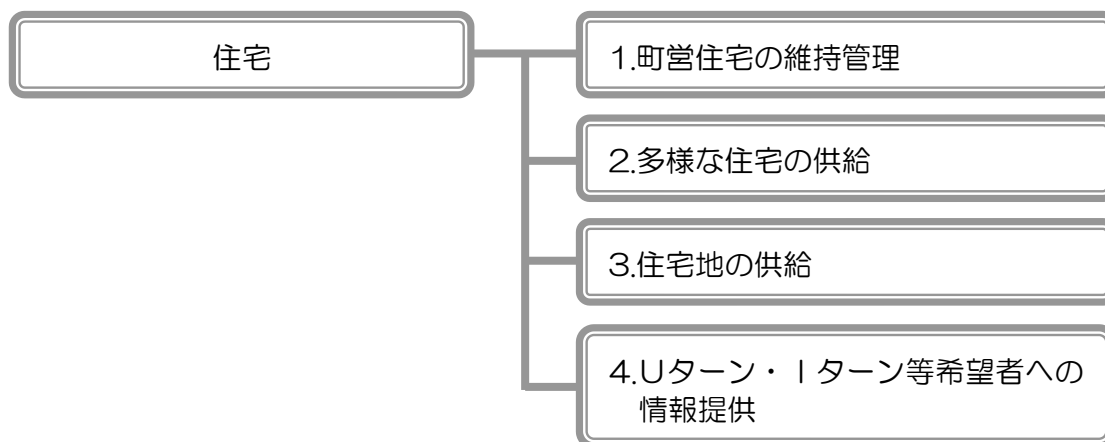
〔現況と課題〕

- 本町では、Ｕターン※やＩターン※などを希望する人々に対する、良好な住宅を供給することが課題とされており、町内での民間開発を計画的に誘導していくとともに、土地区画整理事業の完了した陽光台地区や区域指定制度の適用を受けている地区における、住宅・宅地の供給を進め、総合的な定住環境の充実に努める必要があります。
- 本町の公的な住宅となる町営住宅は、7箇所で165戸ありますが、築後20年以上経過した建物や耐震基準改正以前の建物もあることから、計画的な修繕や耐震診断の検討を進める必要があります。
- 今後は、高齢化や核家族化などに対応した、住環境の整備をはじめとして、市街化区域の未利用地の利用促進などを図り、子育て世帯などの新しい世代の定住を、促進していく必要があります。

〔基本目標〕

- 民間活力による新たな住宅・宅地の供給を進め、多様な町民ニーズに応じて、快適に暮らせる住環境づくりを進めます。

〔施策の体系〕



※準用河川：一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川のこと。

※川のまちネットワーク：千葉県野田市（旧関宿町）と五霞町と境町とで川を基軸とした地域活性化を目的につくられた組織。

※Ｕターン：生まれ育った故郷以外に移り住んで、再び生まれ育った故郷に戻って来ること。

※Ｉターン：生まれ育った故郷以外の地域に移り住んでくること。

〔目標指標〕

項 目	現況値 【平成 24 年】	目標値 【平成 29 年】
Ｕターン・Ｉターン奨励金の申請者数	延べ 77 人	延べ 200 人

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 町営住宅の維持管理	・ 居住環境及び設備の改善に努めます。	長寿命化計画による改修の推進
		耐震診断の検討
2. 多様な住宅の供給	・ 民間の住宅地整備への適正な指導・誘導を図ります。 ・ 民間活力を活用し、子育て世帯や高齢者などの居住するための、住宅の供給を促進します。 ・ 環境に配慮した省エネ住宅などの、普及を促進します。	指導体制の充実
3. 住宅地の供給	・ 陽光台地区や区域指定地区における、良好な住宅・宅地の供給を図ります。 ・ 市街化区域の未利用地の利用を促進し、良好な市街地形成を進めます。	住宅・宅地の整備の促進
		市街化区域の未利用地の利用促進
4. Ｕターン・Ｉターン等希望者への情報提供	・ 奨励金制度を活用し、定住化を促進します。 ・ ホームページなどを活用して、情報提供を図り、定住の促進を図ります。	奨励金制度の活用
		ホームページなどによる情報発信

第3節 住みやすさを感じるまち

5. 公園・緑地

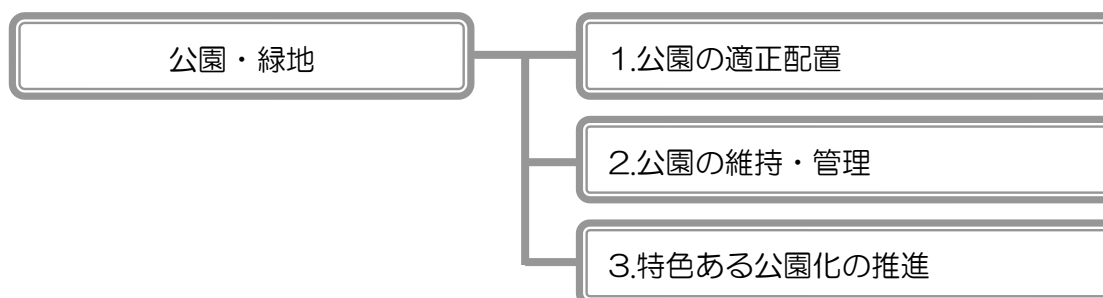
〔現況と課題〕

- 公園・緑地は、コミュニケーションやスポーツ・レクリエーション活動の場として、町民が身近に利用できる空間であるとともに、災害時の避難場所ともなる、重要な施設となっています。また、町の緑は、美しい自然景観を形成するほか、町民生活にうるおいや安らぎを与えるとともに、地球温暖化防止などの役割を果たしており、こうした点も踏まえ、公園・緑地の整備を進めていく必要があります。
- 本町では、ふれあいの里やさくらの森パーク、さくらの丘公園、陽光台地区のけやき公園・はなのき公園のほか、農村公園や親水公園が整備され、町民の身近な公園として利用されています。今後も、町民の身近な憩いの場として、利用することができるよう、施設の維持・管理を継続して、対応していく必要があります。
- 今後の公園・緑地の整備にあたっては、高齢者や障害者への対応、災害や生活環境に対する町民の意識の高まりから、ユニバーサルデザインや防災機能などに配慮した施設の整備に加え、地域の特性や利用者の要望に合わせた整備を進めるなど、町民から愛着や親しみの持てる、公園・緑地づくりを進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- うるおいと安らぎのある美しい空間として、子どもから高齢者、障害者のだれもが安心・安全に利用のできる、公園・緑地の整備を進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 公園の適正配置	・町民の要望に対応しながら、近隣公園などの適正配置につとめます。 ・町全体の公園配置計画，防災機能をあわせもつ公園等の検討を進めます。	公園配置計画の策定
		公園の整備
2. 公園の維持・管理	・遊具・草木・樹木の維持管理や清掃等，公園施設の充実に努めます。 ・身近な公園については，町民参加による維持管理を推進します。 ・公園の一元的な管理体制の充実を図ります。	公園の定期的なパトロール
		遊具点検の実施
		町民による施設管理体制の充実
3. 特色ある公園化の推進	・自然とのふれあい，グラウンド・ゴルフ場を中心としたスポーツ・レクリエーション拠点として，ふれあいの里の機能強化を検討します。	ふれあいの里の機能強化

